

告示

埼玉県告示第三百三十五号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

羽生水郷公園

二 位置

埼玉県羽生市大字三田ヶ谷地内 外

三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成三十年四月一日

羽生水郷公園

